

(参考資料)

平成25年5月

目次

資料1:証券検査に関する基本指針(抄)	3
資料2:金融商品取引業者等検査マニュアル(抄)	5
資料3:証券検査における対象業者数	7
資料4:AIJ問題関連資料	8
資料5:顧客資産の分別管理義務違反等に関する事例	12
資料6:公募増資インサイダー問題関連資料	13
資料7:最近の勧告事例	20
資料8:裁判所への禁止命令等の申立て事例	27
資料9:最近の建議事例	28
資料10:検査指摘事例	29

資料1：証券検査に関する基本指針(抄)(1)

I.1.

(1) 証券検査の目的

- ① 証券検査は、金融商品取引業者等に対して、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護を図るための内部管理態勢の構築を促すことを目的とするものである。
- ② 証券検査は、金融商品取引業者等の財務の健全性を含めたリスク管理態勢の適切性の確保を目的とするものである。
- ③ 証券検査は、金融商品取引業者等に対して、ゲートキーパーとしての役割の自覚を促すことを目的とするものである。

(2) 証券検査の方法

- ① 証券検査においては、双方向の対話を軸とする。
- ② 証券検査においては、内部管理態勢等の構築に責任を有する経営陣の認識の把握に努めるものとする。

II.8.

(6) 双方向の対話を重視した検査の実施

主任検査官は、効率的かつ効果的な臨店検査を実施する観点から、下記のとおり経営陣と意見交換を行うなど、臨店検査の目的や状況等を総合的に勘案しつつ、検査対象先との双方向の対話を重視した臨店検査の実施に努めるものとする。

- ① 臨店検査初日に意見交換を行い、経営陣の内部管理やリスク管理に対する認識等の把握に努める。
- ② 臨店検査終了時に意見交換を行い、臨店検査期間中に議論してきた事実関係に係る認識を最終的に確認するものとする。

資料1：証券検査に関する基本指針(抄)(2)

(8) 証券検査基本方針、検査マニュアル等の取扱い

検査官は、検査の実施に当たっては、「証券検査基本方針」を十分踏まえ、「金融商品取引業者等検査マニュアル」等の検査マニュアル(以下「検査マニュアル」という。)を活用して、検査対象先の実態把握に努めるものとする。

ただし、「検査マニュアル」の確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と思われる確認事項を例示したものであることから、検査対象先の特性、業務の状況、取扱商品等を十分考慮する必要があり、各項目を機械的・画一的に検証することのないよう留意するものとする。

なお、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」についても、検査の実施に当たっての参考とするものとする。

(13) 業務運営等の基本的な問題の把握

検査官は、臨店検査において認められた業務運営上の問題について、事実関係や経緯等を詳細に分析することにより、法令等に抵触するか否かの検証にとどまらず、内部管理やリスク管理などの管理上の問題との関連性を検討し、業務運営上の問題の発生原因を追究するものとする。

更に、経営方針等との関連性を検証することにより、経営管理上の基本的問題点の把握に努めるものとし、必要に応じ、整理票を作成するものとする。

資料2: 金融商品取引業者等検査マニュアル(抄)(1)

[金融商品取引業者等のあるべき姿]

(1) 経営管理態勢

金融商品取引業者等は、金融商品市場の担い手としての重大な社会的責任を認識し、投資者保護と公正な市場形成の観点から適切な経営を行わなければならない。

具体的には、経営陣が課された個々の役割を十分に果たすとともに、適切な経営方針の確立、監督態勢(指示・報告系統等)や内部管理・リスク管理態勢の整備等を行った上で、これらがその機能を適切に発揮し、業務が的確に遂行されるための経営管理を行うべきである。

(2) 法令等遵守態勢

金融商品取引業者等は、金融商品市場の公正性及び投資者からの信頼を確保するとの観点から、法令等を厳格に遵守し健全かつ適切な業務運営に努めるための法令等遵守態勢を整備すべきである。

(3) 内部管理態勢

金融商品取引業者等は、投資者に対して誠実かつ公正にその業務を営むことが自ら果たすべき役割であることを認識し、顧客管理、営業員管理、売買管理・審査など、その全ての業務が適切に行われているかを確認するための内部管理態勢を整備すべきである。

資料2: 金融商品取引業者等検査マニュアル(抄)(2)

[金融商品取引業者等のあるべき姿]

(4) リスク管理態勢

金融商品取引業者等は、その営む業務に内在する種々のリスクを正確に把握し、これが実現することにより生じ得る損失を適切に管理することが、投資者保護ひいては金融システムの安定に欠かせないことを認識し、自己資本規制比率の適正水準での維持(第一種金融商品取引業者に限る。)や必要なリスク管理態勢を整備すべきである。

(5) 監査態勢

金融商品取引業者等は、法令等の遵守状況や各種施策の機能を適宜、若しくは定期的に評価・改善することが投資者の信頼保持に資するものであることを認識し、客観的かつ厳正な評価を行うための内部監査又は外部監査を行う態勢を整備すべきである。

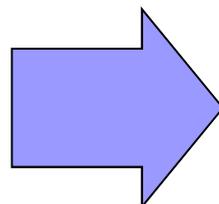
(6) 危機管理態勢

金融商品取引業者等は、通常想定し得ない危機が発生した場合にも、その機能を極力維持することが、市場ひいては社会における無用の混乱の抑止に繋がることを認識し、可能な限りこれを回避、予防するための危機管理態勢を整備すべきである。

資料3:証券検査における対象業者数

証券監視委
発足当時

- 国内証券会社
216 (4年12月)
- 外国証券会社
49 (4年6月)
- 金融先物取引業者
216 (5年5月)
- 証券業務(窓販)の認可を
受けた金融機関
619 (5年7月)



平成25年3月

- 第一種金融商品取引業者 285
- 登録金融機関 1,126
- 投資運用業者 315
- 投資法人 53
- 投資助言・代理業者 1,051
- 第二種金融商品取引業者 1,279
- 金融商品仲介業者 743
- 適格機関投資家等
特例業務届出者 3,017
- (無登録業者)

資料4: AIJ問題関連資料

- 投資一任業務に関して、公益及び投資者保護上重大な法令違反行為等が認められる状況（投資一任契約の締結の勧誘において、虚偽の事実を告知している行為等）

【事実関係等】

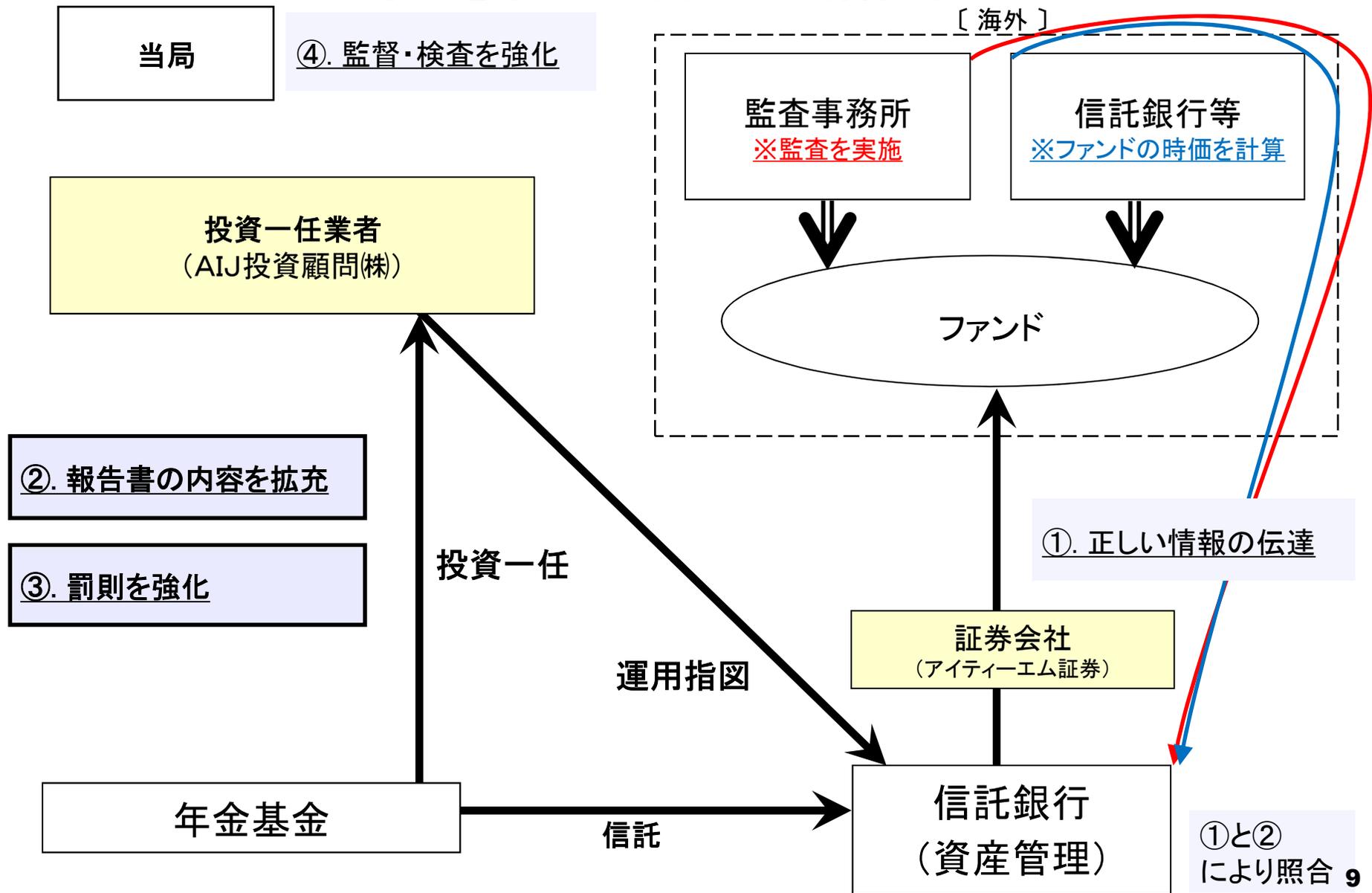
- 当社は、投資一任契約を締結している顧客に対し、かかる投資一任契約に基づく運用対象資産として当社が運用している外国投資信託（以下「当該ファンド」という。）の買付けを指図しているが、顧客に対して当該ファンドの各サブファンドについて虚偽の基準価額を算出・報告していた。
虚偽の基準価額は、当社社長が自らの相場観に基づき決定した一定の数値をもって算出し、当該ファンドの管理会社の取締役でもある当社取締役から当該ファンドの販売証券会社に対して伝えられていた。
当社は投資一任契約の締結の勧誘について、少なくとも平成19年10月以降、66の顧客に対し、販売証券会社と一体となって虚偽の基準価額や当該基準価額に基づく運用実態が記載されたリーフレットを配布し、投資一任契約の締結の勧誘を行っていた。
- 当社は、金融商品取引法第42条の7第1項の規定に基づく運用報告書の記載事項のうち、有価証券の価額について、虚偽の基準価額を用いて記載をし、かかる運用報告書を顧客に交付していた。
- 当社は、第22期事業報告書（平成22年1月1日から同年12月31日の事業年度）において、平成22年12月31日現在の運用資産の総額について、当該ファンドの受託銀行の代理人が算出している各サブファンドの基準価額等に基づかない虚偽の計数を記載し、かかる事業報告書を関東財務局長に提出していた。
- 当社は、顧客の財産の運用に当たって、著しく価値が毀損していることを知りながら自らが偽装した虚偽の基準価額をもって当該ファンドを購入することを指図していた。
また、当社は、当該ファンドが出資している投資事業組合（当社社長が実質的に支配）に解約請求に係る外国投資信託受益証券を虚偽の基準価額で買い受けさせているなど、ファンドの財産を不当に流出させていた。
このように、当社は投資運用業者として、権利者である顧客のため忠実に業務を行っていないと認められる。

【留意点】

- 投資一任業者は、運用を委託した投資者に対して受託者責任を負っており、金融商品取引法においても、忠実義務、善管注意義務、分別管理義務等が課せられている。
- 本件は、当社が運用している外国投資信託について、虚偽の基準価額を算出し、当該基準価額を用いて投資一任契約の締結の勧誘や運用報告書の作成等をしていたものであり、投資者保護上、極めて悪質な行為である。
- また、関東財務局長に虚偽の計数を記載した事業報告書を提出する行為は、監督当局による適切な監督事務の遂行を阻害する行為であり、極めて悪質である。

AIJ 事案を踏まえた資産運用規制の見直し

[海外]



AIJ「再発防止策」(平成24年9月4日(火)公表)の概要

①.【正しい情報の伝達】 第三者(国内信託銀行等)によるチェックが有効に機能する仕組み (「基準価額」や「監査報告書」が国内信託銀行に直接届く仕組みなど)

- (1)国内信託銀行によるファンドの「基準価額」「監査報告書」の直接入手
- (2)国内信託銀行によるファンドの「基準価額」等の突き合せ

⇒ 内閣府令・監督指針の改正
(平成24年12月公布)

②.【報告書の内容を拡充】 顧客(年金基金等)が問題を発見しやすくする仕組み (運用報告書等の記載内容の充実など)

- (1)運用報告書等の記載事項の拡充
(法律改正事項は、生命保険会社の運用実績連動型保険契約に係る運用報告書交付義務)
- (2)運用報告書等の交付頻度の引上げ
(法律改正事項は、信託会社が作成する信託財産状況報告書の交付頻度の引き上げ(顧客が年金基金等の場合))
- (3)厚生年金基金が特定投資家(いわゆる「プロ」)になるための要件の限定
- (4)投資一任業者等によるチェック体制の整備

⇒ 法律改正事項(下線)については本法案
その他については
内閣府令・監督指針の改正
(平成24年12月公布)

③.【罰則を強化】 不正行為に対する牽制の強化 (投資一任業者等による「虚偽」の報告や勧誘等に対する制裁強化)

投資一任業者等による

- ① 顧客に交付する運用報告書等の虚偽記載、② 勧誘の際の虚偽告知及び③ 投資一任契約の締結に係る偽計に対する罰則の引上げ

⇒ 本法案

④.【監督・検査を強化】 投資運用業者等に対する規制・監督・検査の在り方の見直し

- (1)事業報告書(当局宛て提出書類)の記載事項の拡充
- (2)投資一任業者に対する監督の強化
- (3)投資一任業者に対する検査の強化
- (4)検査・監督の強化のための体制整備

⇒ 内閣府令・監督指針等の改正
(平成24年12月公布)

【罰則を強化】不正行為に対する罰則の強化 (③関係)

- 運用報告書等の虚偽記載

現 行;	懲役6月以下・罰金50万円以下(法人重課なし)
改正案;	懲役3年以下・罰金300万円以下(法人重課3億円以下) ^(注1)

- 勧誘の際の虚偽告知

現 行;	懲役1年以下・罰金100万円or300万円以下(法人重課なしor2億円以下) ^(注2)
改正案;	懲役3年以下・罰金300万円以下(法人重課3億円以下) ^(注3)

- 投資一任契約の締結の偽計

現 行;	懲役3年以下・罰金300万円以下(法人重課3億円以下)
改正案;	懲役5年以下・罰金500万円以下(法人重課5億円以下)

【報告書の内容を拡充】顧客(年金基金等)が問題を発見しやすくする仕組み (②関係)

- 生命保険会社の運用実績連動型保険契約に係る運用報告書交付義務を定める。
- 顧客が年金基金等の場合について、信託銀行が作成する信託財産状況報告書の交付頻度を引き上げる。
(1年を超えない期間毎⇒四半期毎)
- 厚生年金基金が特定投資家(いわゆる「プロ」)になるための要件を限定する。
(運用体制の整備された厚生年金基金に限定)

(注1) 管理型信託については、懲役1年以下・罰金300万円以下(法人重課2億円以下)に引上げ。

(注2) 現行、投資一任業者・信託銀行等については、罰金300万円以下・法人重課2億円以下。保険については、罰金100万円以下・法人重課なし。

(注3) 管理型信託については、懲役1年以下・罰金300万円以下(法人重課2億円以下)に据置き。

資料5:顧客資産の分別管理義務違反等に関する事例

	丸大証券(東京都中央区)	(参考) 南証券(群馬県前橋市)
◆違反の概要	①顧客分別金信託の信託不足 (顧客預り金を当社の運転資金に流用) ②支払不能のおそれ	①有価証券の募集のため偽計を用いる行為 ②支払不能のおそれ(H12.3.6金融監督庁による破産の申立て) ③社長の関与による顧客からの預り有価証券の持出し (注)②、③は監督部局による認定
◆勧告日	H24. 3.13	H12. 3.15
◆検査結果通知日	〃	〃
◆行政処分発出日	〃 (登録取消し等)	H12. 3.17 (登録取消し)
◆日本投資者保護基金の対応		
(1)弁済困難の認定	H24. 3.22 (3.23公表)	H12. 3.16 (3.17公表)
(2)認定の公告	H24. 3.24	H12. 3.21
(3)補償額	約1.7億円	約35億円

資料6: 公募増資インサイダー問題関連資料

- 法人関係情報に関する管理について不公正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況及び法人関係情報を提供した勧誘行為等

【事実関係等】

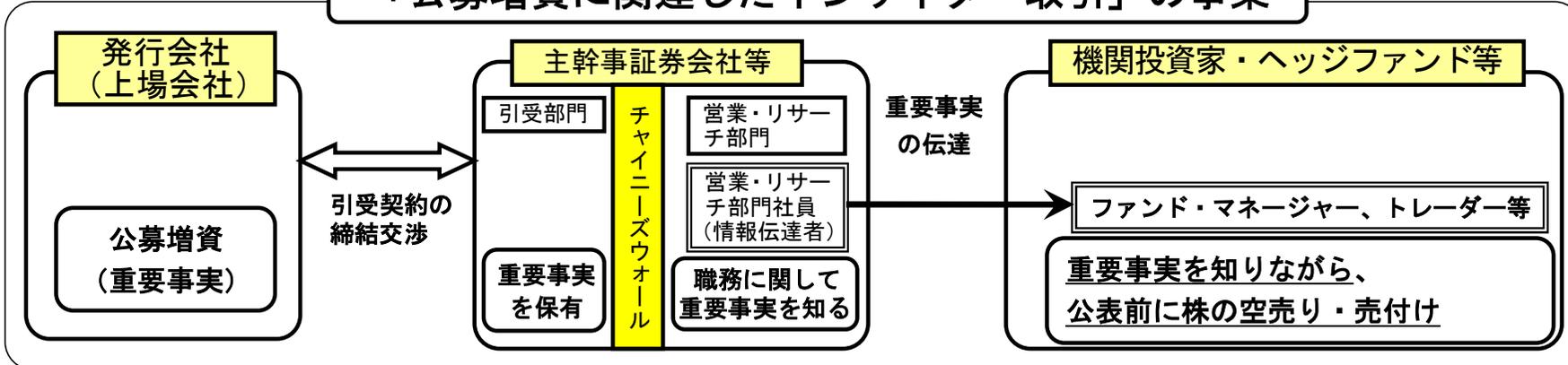
- 当社においては、以下のとおり公募増資案件に係る法人関係情報の管理について不公正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況及びそのような状況のなか法人関係情報を顧客に提供して勧誘する行為が認められた。
 - ① 法人関係情報に関する管理について必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況
 - (1) コンプライアンス態勢に係る問題
内部管理部門役職員が、法人関係情報の管理態勢の適正性を過信していたことなどから、(2)から(4)のとおり、内部管理部門の牽制機能が十分に発揮されていない状況が認められた。
 - (2) チャイニーズ・ウォールを越えた情報の伝達
営業部署の職員は、恒常的に公募増資案件に係る情報を保有する他部署から、積極的に情報を取得し、営業に活用することが常態化していた。
 - (3) セールス側から社内アナリストへの積極的な情報取得
営業部署の職員は、社内アナリストに執拗に接触を行い、公募増資案件に係る法人関係情報を積極的に取得していた。
 - (4) 営業部署内での情報共有
営業部署内において法人関係情報の共有が行われた。
 - ② 法人関係情報を顧客に提供して勧誘する行為及びその他不適切な業務運営状況
当社A部長は、甲社株式の公募増資案件に係る法人関係情報を入力し、部下のB課長とともに、顧客に対し、当該情報が公表される以前に、当該情報を提供し甲株式の売買及び公募新株式の取得申込みの勧誘を行ったと認められた。
また、その他にも公募増資案件に係る法人関係情報を顧客に提供して勧誘した可能性が高い複数の事例が認められた。

当社経営陣は、上記の実態を把握していなかったという点において、法人関係情報に関する実効的な管理・監督が十分行われておらず、経営管理態勢は十分なものではなかった。

【留意点】

- 監視委員会では複数の公募増資案件に係る機関投資家のインサイダー取引に関して平成24年3月から5案件で課徴金を勧告。これらの事案において金融商品取引業者から法人関係情報が提供されていた可能性が疑われたことから特別検査を実施。
- 証券会社においては、市場のゲートキーパーとして市場の公正・透明性の確保が求められているところであり、金融商品取引法等の法令において、
 - ① 法人関係情報に係る厳格な管理の義務付け
 - ② 有価証券の発行者の法人関係情報を顧客に対し提供して勧誘する行為の禁止
 が規定されている。
- 当社における、左記事実関係に係る状況は、金融商品取引法等の法令違反に該当する極めて不適切な状況であった。
- 今後とも、法人関係情報の管理態勢等に不備が認められた場合等、金商業者等としての責務を果たしていない状況においては、金融商品取引法の目的、精神に照らし、厳正に対処していく。

「公募増資に関連したインサイダー取引」の事案



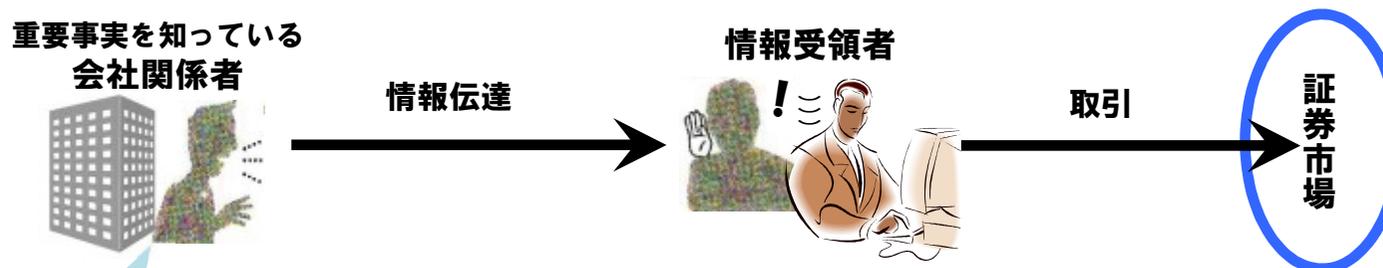
発行会社	公募増資 公表日	主幹事証券会社等	インサイダー取引行為者	課徴金勧告日 (納付命令日)	課徴金額	〈参考〉 ファンドの 得た利得額	〈参考〉 違反行為の 取引金額
国際石油開発帝石	平成 22 年 7 月 8 日	野村証券	(旧) 中央三井アセット信託銀行 (現) 三井住友信託銀行	平成 24 年 3 月 21 日 (平成 24 年 6 月 27 日)	5 万円	1,455 万円	1 億 124 万円
日本板硝子	平成 22 年 8 月 24 日	J P モルガン	あすかアセットマネジメント	平成 24 年 5 月 29 日 (平成 24 年 6 月 26 日)	13 万円	6,051 万円	4 億 6,537 万円
みずほフィナンシャルグループ	平成 22 年 6 月 25 日	野村証券	(旧) 中央三井アセット信託銀行 (現) 三井住友信託銀行	平成 24 年 5 月 29 日 (平成 24 年 6 月 27 日)	8 万円	2,023 万円	1 億 8,418 万円
東京電力	平成 22 年 9 月 29 日	野村証券	ファースト・ニューヨーク証券 個人	平成 24 年 6 月 8 日 (審判手続終結)	1,468 万円 6 万円	— —	8,051 万円 44 万円
日本板硝子	平成 22 年 8 月 24 日	大和証券	ジャパン・アドバイザー合同会社	平成 24 年 6 月 29 日 (平成 25 年 1 月 8 日)	37 万円	1,624 万円	5 億 4,178 万円
エルピーダメモリ	平成 23 年 7 月 11 日	野村証券	ジャパン・アドバイザー合同会社	平成 24 年 11 月 2 日 (平成 25 年 4 月 16 日)	12 万円	564 万円	3,041 万円

(注) ジャパン・アドバイザー合同会社については、監視委からの取引調査に基づく行政処分勧告を受けて、関東財務局は、平成 24 年 6 月 29 日、投資助言・代理業の登録取消しの処分を実施。

野村証券については、監視委からの証券検査に基づく行政処分勧告を受けて、金融庁は、平成 24 年 8 月 3 日、業務改善命令を发出。

公募増資インサイダー取引事案等を踏まえた対応 (情報伝達・取引推奨行為に対する規制の導入)

〔現在国会において審議中の
金商法改正案の内容〕



基本的考え方

- ・ 情報受領者によるインサイダー取引を防止するためには、不正な情報漏えいをいかに抑止するかが重要
- ・ 企業の通常の業務・活動に支障が生じないように配慮しつつ、取引に結びつく不正な情報漏えいを規制

規制内容

- ①未公表の重要事実を知っている会社関係者(上場会社や主幹事証券会社の役職員など)が、他人に対し、
 - ②「公表前に取引させることにより利益を得させる目的」をもって、③情報伝達・取引推奨を行うことを禁止
- ⇒ 当該行為により公表前の取引が行われた場合には刑事罰・課徴金の対象

違反抑止策

	刑事罰	課徴金	注意喚起のための氏名公表
証券会社等の違反の場合	5年以下の懲役 500万円以下の罰金 法人重課5億円	証券会社等に対し、 ・ 取引を行った者からの仲介手数料(3月分) ・ [増資に係る売りさばき業務の違反の場合] (上記の)仲介手数料(3月分)+引受手数料の1/2	違反行為に関わった役職員 (補助的な役割を担った者を除く)
上記以外の違反の場合		・ 取引を行った者の利得の1/2	—

インサイダー取引に係る規制の比較 〔日本については、現在国会において審議中の 金商法改正案による改正前の金商法の内容〕

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
規制対象					
インサイダー取引	○	○	○	○	○
情報伝達行為	×	○ (注1) ※情報受領者が取引を行った 場合に限る	○ (注2)	○ (注2) ※情報受領者が取引を行った 場合に限り執行例有り	○ (注3) ※情報受領者が取引を行った 場合に限り執行例有り
取引推奨行為	×	△ (注4)	○	○ ※被推奨者が取引を行った場 合に限り執行例有り	○ ※被推奨者が取引を行った場 合に限り執行例有り
課徴金等	○	○	○	○	△ (注5)
「他人の計算」の 場合の課徴金額等	報酬額	取引自体の利得の 最大3倍	報酬額+制裁	1億ユーロ or 報酬額の10倍以下	(課徴金等なし)
刑事罰	○ (5年以下の懲役等)	○ (20年以下の自由刑等)	○ (7年以下の自由刑等)	○ (2年以下の自由刑等)	○ (5年以下の自由刑等)

(注1) 発行体若しくは株主に対する信託義務又は情報源等に対する信頼義務に違反して他の者に情報伝達した場合に限る。

(注2) 雇用関係、役職、専門的職務上の役割の適切な遂行等として行う場合を除く。

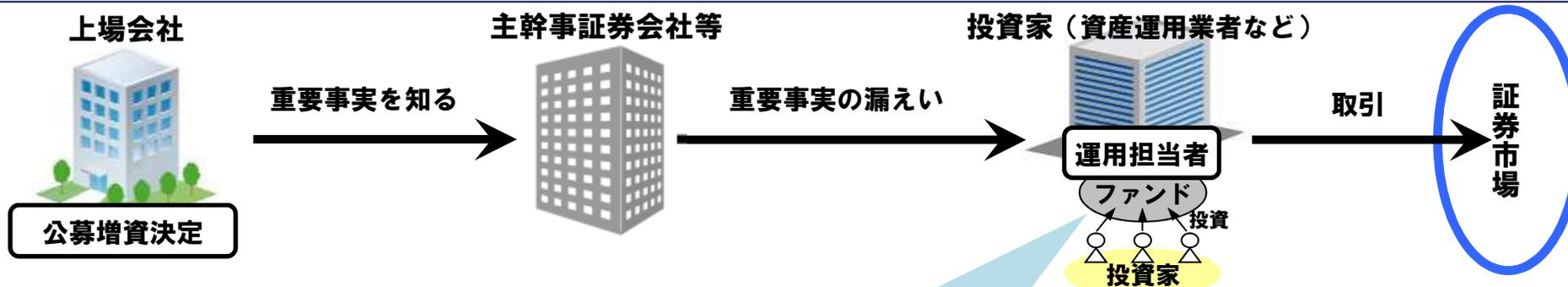
(注3) 権限なく行う場合に限る。

(注4) 法令上明確には規制対象とされていないが、被推奨者による取引が行われた場合には、法令違反になり得る。

(注5) 情報伝達・取引推奨を行った者に対する行政上の措置(過料(20万ユーロ以下))のみ。

公募増資インサイダー取引事案等を踏まえた対応 (資産運用業者の違反行為に対する課徴金の引上げ)

〔現在国会において審議中の
金商法改正案の内容〕



ポイント

〔現行〕課徴金額は、「運用報酬(1月分)」を、「運用財産全体に占める違反行為の対象銘柄の割合」で按分した額

〔改正案〕「3ヵ月分の運用報酬全体」を基準として課徴金額を計算

⇒ 資産運用業者は、違反行為による運用成績の向上により、運用報酬全体を継続的に得ることが可能

「他人の計算」による取引の課徴金の改正案

	現行	改正案	
	課徴金	課徴金	注意喚起のための氏名公表 ^{※1}
資産運用業者	資産運用業者に対し、 $\frac{\text{対象銘柄の最大額}}{\text{運用財産の総額}} \times \text{運用報酬(1月分)}$	資産運用業者に対し、 運用報酬(3月分)	・違反行為を反復して行った者 ^{※2} ・取引上の立場を利用して重要事実を要求するなどにより、違反
上記以外の者	違反行為の対価	違反行為の対価	行為を行った者

※1 「他人の計算」で違反行為を行った場合も同様

※2 相場操縦等の違反行為を行った場合も同様

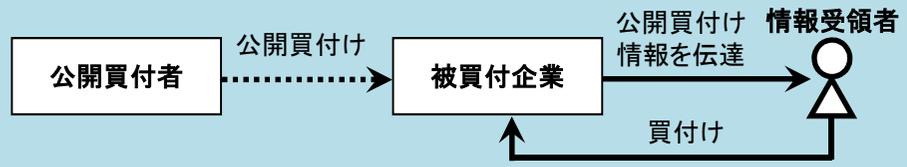
【実効性のある課徴金調査等のための制度整備】

- 課徴金調査において、物件提出を命じることを可能とする(⇒ 取引の記録、情報伝達の裏付け証拠を確保)
- 課徴金調査等に付随して、官公署への照会規定を整備する(⇒ 違反行為者の所在等を確認)

公募増資インサイダー取引事案等を踏まえた対応 (近年の金融・企業実務を踏まえたインサイダー取引規制の見直し)

〔現在国会において審議中の
金商法改正案の内容〕

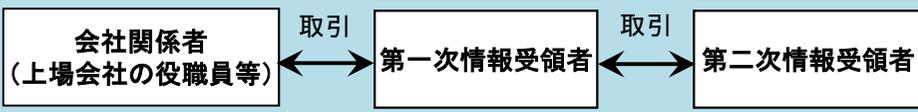
インサイダー取引規制の対象者の見直し



〔現 行〕 被買付企業は、公開買付者との間で特段の契約がない場合には、「内部者」に該当せず
⇒被買付企業からの情報受領者は「第二次情報受領者」として規制対象から漏れてしまう

〔改正案〕 被買付企業は、公開買付者との契約がなくとも、「内部者」に該当することを明確化
※被買付企業は、公開買付者からの事前告知により、予め公開買付け情報を知っていることが一般的

重要事実を知っている者同士の取引の適用除外



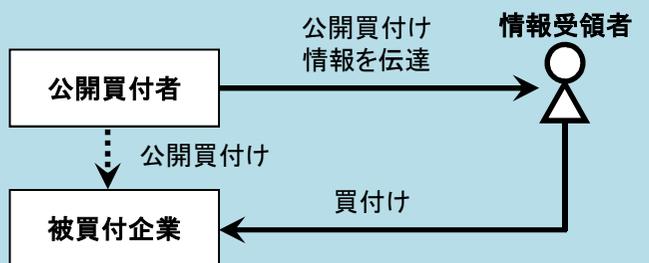
〔現 行〕 重要事実を知っている者同士の取引であっても、

- ・ 「会社関係者」と「第一次情報受領者」との取引は適用除外されるが、
- ・ 「第一次情報受領者」と「第二次情報受領者」との取引は適用除外の対象となっていない

⇒「第一次情報受領者」が保有株式を売却する際に実務上の支障

〔改正案〕 「第一次情報受領者」と「第二次情報受領者」との取引について、インサイダー取引規制の適用除外の対象とする

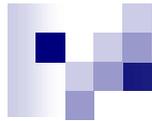
公開買付け情報の伝達を受けた者の適用除外



〔現 行〕 公開買付け情報の伝達を受けた情報受領者による被買付企業の株式の買付けは禁止
⇒公開買付者が競合相手による買付けを阻止するために情報を伝達するなど、公正な競争・取引の円滑に支障

〔改正案〕 次の場合には、情報受領者による買付けを可能とする

- ①【情報の周知】 情報受領者が自ら公開買付けを行う際に「公開買付届出書」等に伝達を受けた情報を記載した場合
- ②【情報の陳腐化】 情報受領者が伝達を受けてから6カ月経過した場合



日本証券業協会における自主規制規則の改正等

「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」の
一部改正及び「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に
関する規則」に関する考え方」の制定について

平成25年4月16日
日本証券業協会

I. 改正等の趣旨

本協会では、公募増資に係るインサイダー取引事件に絡んだ会員における法人関係情報の管理態勢の問題の発生に鑑み、発生した個別事案等を確認するとともに、これらの個別事案を踏まえた各社の課題や取組み及び国内外のインサイダー取引規制等に関する幅広い関係者等からの意見を踏まえ、平成24年10月16日付で「インサイダー取引防止及び法人関係情報管理の徹底に向けた対応方針について」を取りまとめた。

また、本対応方針を受けた「内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング・グループ」(以下、「ワーキング」という。)における検討状況等を踏まえ、平成24年12月18日付で「法人関係情報の管理態勢に係る対応要綱について」を取りまとめた。

今般、本対応要綱に基づきワーキングにおける検討結果等を踏まえ、協会員におけるインサイダー取引防止及び法人関係情報の管理の徹底を図るため、「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」の一部改正及び「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」に関する考え方」の制定を行うこととする。

II. 改正等の骨子

1. 「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」の一部改正

- (1) 法人関係情報の管理に関し、定期的な検査等のモニタリングを行わなければならないこととする。(第7条)
- (2) 協会員におけるこの規則の運用等に関する事項について、「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」に関する考え方」において定めることとする。(第8条)

2. 「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」に関する考え方」の制定

協会員における法人関係情報の管理態勢等の整備に資するため、「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」の運用等に当たっての留意事項や具体例を示す。

III. 施行の時期

この改正は、平成25年7月1日から施行する。

○本件に関するお問合せ先：日本証券業協会 自主規制企画部 (TEL: 03-3667-8470)

以上

公募増資等の公表前における情報漏えい等への対応に係る「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について

平成25年4月16日
日本証券業協会

I. 改正の趣旨

本協会では、公募増資に係るインサイダー取引事件に絡んだ会員における法人関係情報の管理態勢の問題の発生に鑑み、発生した個別事案等を確認するとともに、これらの個別事案を踏まえた各社の課題や取組み及び国内外のインサイダー取引規制等に関する幅広い関係者等からの意見を踏まえ、平成24年10月16日付で「インサイダー取引防止及び法人関係情報管理の徹底に向けた対応方針について」を取りまとめた。

また、本対応方針を受けた各ワーキング・グループにおける検討状況等を踏まえ、平成24年12月18日付で「法人関係情報の管理態勢に係る対応要綱について」を取りまとめた。

これを受け、今般、上場会社による募集又は売出しの公表前において、引受委員の役員による当該募集又は売出しに関する情報の漏えいが判明した場合に当該引受委員の取るべき対応、及び、当該募集又は売出しに係る情報を利用したインサイダー取引が判明した場合又は当該上場会社の株価に大幅な下落が認められた場合に主幹事委員の取るべき対応について、「引受けに関するワーキング・グループ」における検討結果を踏まえ、「有価証券の引受け等に関する規則」の一部を改正することとする。

II. 改正の骨子

1. 引受委員は、その役員により募集又は売出しに係る法人関係情報の外部への漏えい(業務上必要な場合において所定の手続に則るときを除く。)が行われたことが、当該募集又は売出しの公表前に判明した場合には、当該募集又は売出しの引受けを行ってはならないこととする。ただし、当該引受委員が当該漏えいについて当該上場発行者に報告を行ったうえ、当該上場発行者が当該引受委員に対して引受けを行うことを要請した場合は、この限りではない。この場合、当該引受委員は、当該漏えい及び当該要請について、主幹事委員に対して報告を行わなければならないこととする。

(第34条の2第1項)

2. 主幹事委員は、募集又は売出しの公表前に、当該募集又は売出しが行われることを知った者による取引(他の規定の対象となる取引を除く。)が行われたことが判明した場合又は当該募集又は売出しに係る上場発行者の株価に大幅な下落が認められた場合には、当該募集又は売出しの日程について、当該上場発行者と協議を行うこととする。

(第34条の2第2項)

3. その他所要の規定の整備を図ることとする。

III. 施行の時期

この改正は、平成25年7月1日から施行し、同日以後、取締役会決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)が行われる株券等の募集及び売出しから適用する。

○本件に関するお問い合わせ先：日本証券業協会 エクイティ市場部 (TEL: 03-3667-8647)

以上

資料7: 最近の勧告事例(1)

平成25年4月26日
証券取引等監視委員会

MRI INTERNATIONAL, INC.に対する検査結果に基づく勧告について

1. 勧告の内容

証券取引等監視委員会がMRI INTERNATIONAL, INC. (本店 アメリカ合衆国ネヴァダ州ラスベガス市、日本支店 東京都千代田区、代表取締役社長兼最高経営責任者 エドウィン ワイフジナガ、日本における代表者 鈴木 順造 (すずき じゅんぞう)、資本金181億円、常勤従業員347名、第二種金融商品取引業) を検査した結果、下記のとおり、当該金融商品取引業者に係る法令違反の事実が認められたので、本日、証券取引等監視委員会は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、行政処分を行うよう勧告した。

2. 事実関係

MRI INTERNATIONAL, INC. (以下「当社」という。) は、アメリカ合衆国において行う診療報酬請求債権 (Medical Account Receivables、以下「MARS」という。) の購入及び回収事業 (以下「本事業」という。) から生じる利益の一部を配当することを内容とする権利 (以下「本件ファンド持分」という。) の販売勧誘を行っている。本件ファンド持分は、配当金等に関する条件の異なるファンドAとファンドBの2種類が存在する。

当社は、多数の個人顧客に対し、出資金は、第三者機関の名義で開設された信託口座等で分別して管理していると説明している。しかしながら、顧客から本件ファンド持分の取得のための出資金としてファンドA用の信託口座に入金された資金は、そのおのおの全額が、ファンドB用の信託口座に送金されている事実が認められた。また、ファンドB用の信託口座からは、当社名義の銀行口座への送金並びにファンドA及びファンドBの顧客への送金がなされており、少なくとも平成23年以降において、当社の固有財産並びにファンドAに係る財産及びファンドBに係る財産の分別管理が行われていない状況が認められた。

そのような中、当社の業務の運営状況等を検証したところ、以下の問題点が認められた。

(1) 顧客からの出資金を他の顧客に対する配当金及び償還金の支払いに流用する行為等

上記の信託口座の入出金記録によれば、当社においては、上記のとおり、少なくとも平成23年以降、財産の分別管理が行われていない状況において、本件ファンド持分を取得するために出資した顧客の資金は、本事業に用いられることなく、他の顧客に対する配当金及び償還金の支払いに充てられていた。

このような取扱いを継続する中、当社においては、顧客への配当金及び償還金の支払遅延が発生している。当社は、顧客による出資金の入出金を管理する信託口座に係るこのような状況にもかかわらず、本件ファンド持分の取得勧誘を継続していた。

上記の行為等は、金融商品取引法 (以下「金商法」という。) 第52条第1項第9号に掲げる「金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき」に該当するものと認められる。

(2) 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為

当社は、多数の個人投資家に対し、本件ファンド持分の取得を勧誘しているが、今回検査において、当社の平成24年における勧誘に関し、当社ウェブサイト、顧客向けパンフレット、契約締結前交付書面及び契約書の内容を検証したところ、以下の問題点等が認められた。

ア 出資金の使途

当社は、当社ウェブサイト、顧客向けパンフレット、契約締結前交付書面及び契約書の記載において、顧客に対して「出資金はMARS購入及び回収事業にのみ充てられる」旨を告知していたところ、上記(1)のとおり、少なくとも平成23年以降、当社は顧客からの出資金を他の顧客への配当金及び償還金の支払いに充てる取扱いをしていた。

イ 配当金の支払い

当社は、契約締結前交付書面及び契約書の記載において、顧客に対して「配当金は出資対象事業によって得られた利益から支払う」旨を告知していたところ、上記(1)のとおり、少なくとも平成23年以降、当社は顧客からの出資金を他の顧客への配当金の支払いに充てる取扱いをしていた。

出資金の配当金及び償還金の支払いに係る上記ア及びイの状況を踏まえれば、当社ウェブサイト、顧客向けパンフレット、契約締結前交付書面及び契約書の記載による告知は、虚偽のことを告げる行為であり、金商法第38条第1号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に該当するものと認められる。

(3) 虚偽の内容の事業報告書を作成し、関東財務局長に提出する行為

当社は、第12期事業報告書 (事業年度：平成22年1月1日から同年12月31日まで) 及び第13期事業報告書 (事業年度：平成23年1月1日から同年12月31日まで) において、各期末における資産合計及び負債・純資産合計について、実態とは異なる数値を記載するなどしたこれら事業報告書を関東財務局長に提出した。

上記の行為は、金商法第47条の2に違反するものと認められる。

(4) 報告徴取命令に対する虚偽の報告

当社は、証券取引等監視委員会が今回検査の過程において当社代表取締役社長等に対して発出した報告徴取命令に対し、第三者機関と共同して信託口座に対する内部査定を実施した旨回答している。しかしながら、当社と第三者機関が共同して内部査定を行った事実は認められない。

上記の行為は、金商法第52条第1項第6号に掲げる「金融商品取引業に関し法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分違反したとき」に該当するものと認められる。

さらに、今回検査において、当社は、平成25年版のパンフレット等の勧誘資料を作成済みであり、新たに多数の顧客に対する取得勧誘を行う計画を進めている状況が認められるなど、投資者保護上極めて不適切な状況が継続しており、緊急に是正を要するものと認められる。

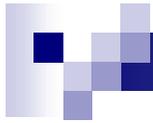
3. その他

本件検査においては、米国証券取引委員会 (U.S. Securities and Exchange Commission) より協力がなされている。

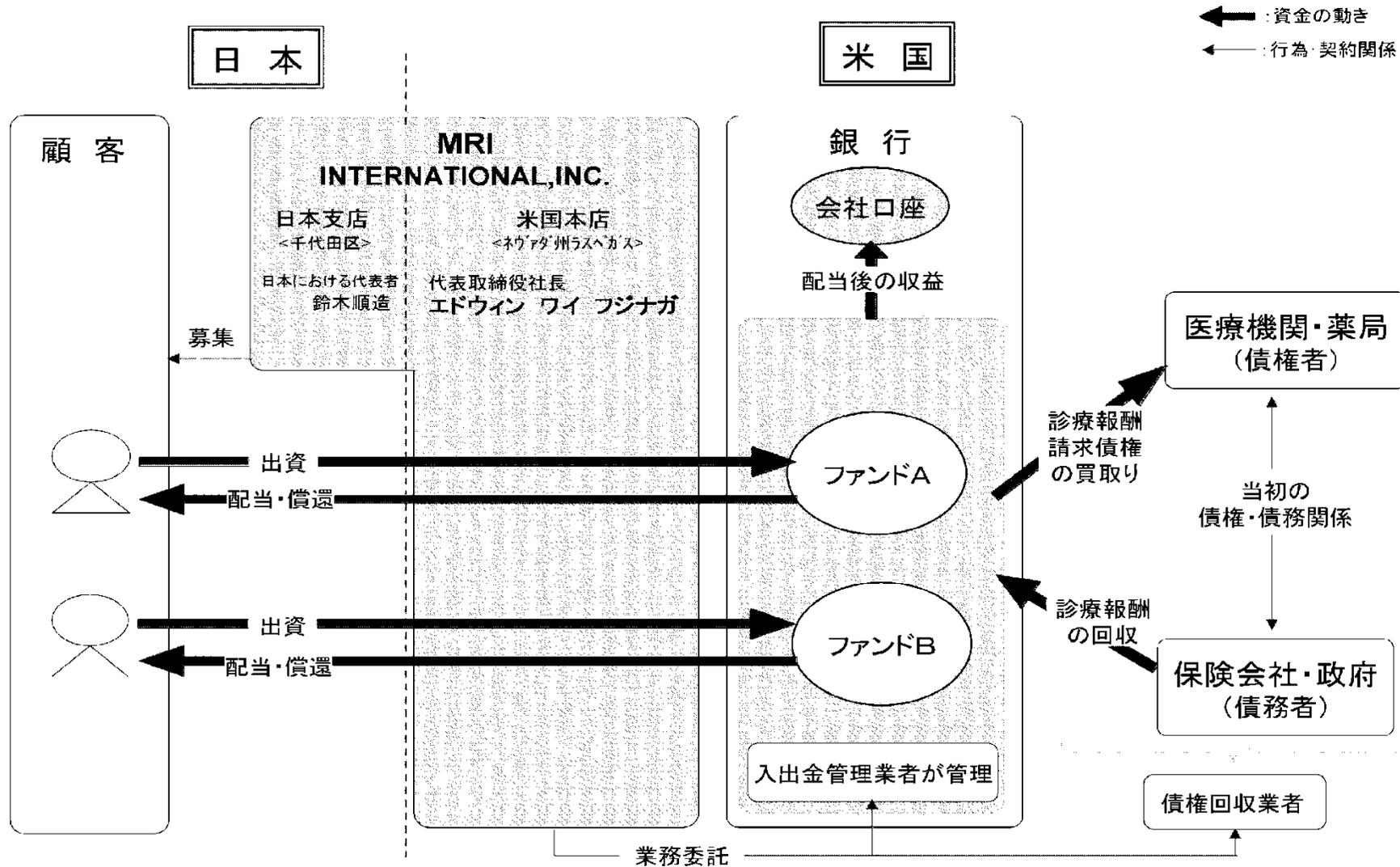
MRI INTERNATIONAL, INC.の概要

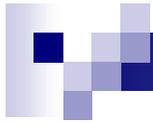
所在地	本 店 アメリカ合衆国ネヴァダ州ラスベガス市サウスデュランゴ通り5330 日本支店 東京都千代田区永田町二丁目14番3号東急赤坂ビル6D
役員	代表取締役社長 エドウィン ワイ フジナガ 取締役副社長 ナワーズ アメッド クレシ 日本における代表者 鈴木順造
役職員数	本店320名、日本支店27名（平成24年12月末現在）
店舗数	2店舗
登録年月日	平成20年6月4日 関東財務局長(金商)第1881号 第二種金融商品取引業
業務の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、MARS(Medical Account Receivables: 米国の医療機関の診療報酬請求債権)を運用対象とするファンドを米国(ネヴァダ州)で組成し、日本の投資家に対して販売。(日本以外には販売していないとしている。) ・ 日本国内での販売は1998年(平成10年)から開始。 ・ 平成19年9月金融商品取引法施行とともに、当社が日本で行ってきたファンド事業は第二種金融商品取引業に該当することとなったことから、平成20年6月に金融商品取引業登録。

※ 当社提出の事業報告書等に基づく。

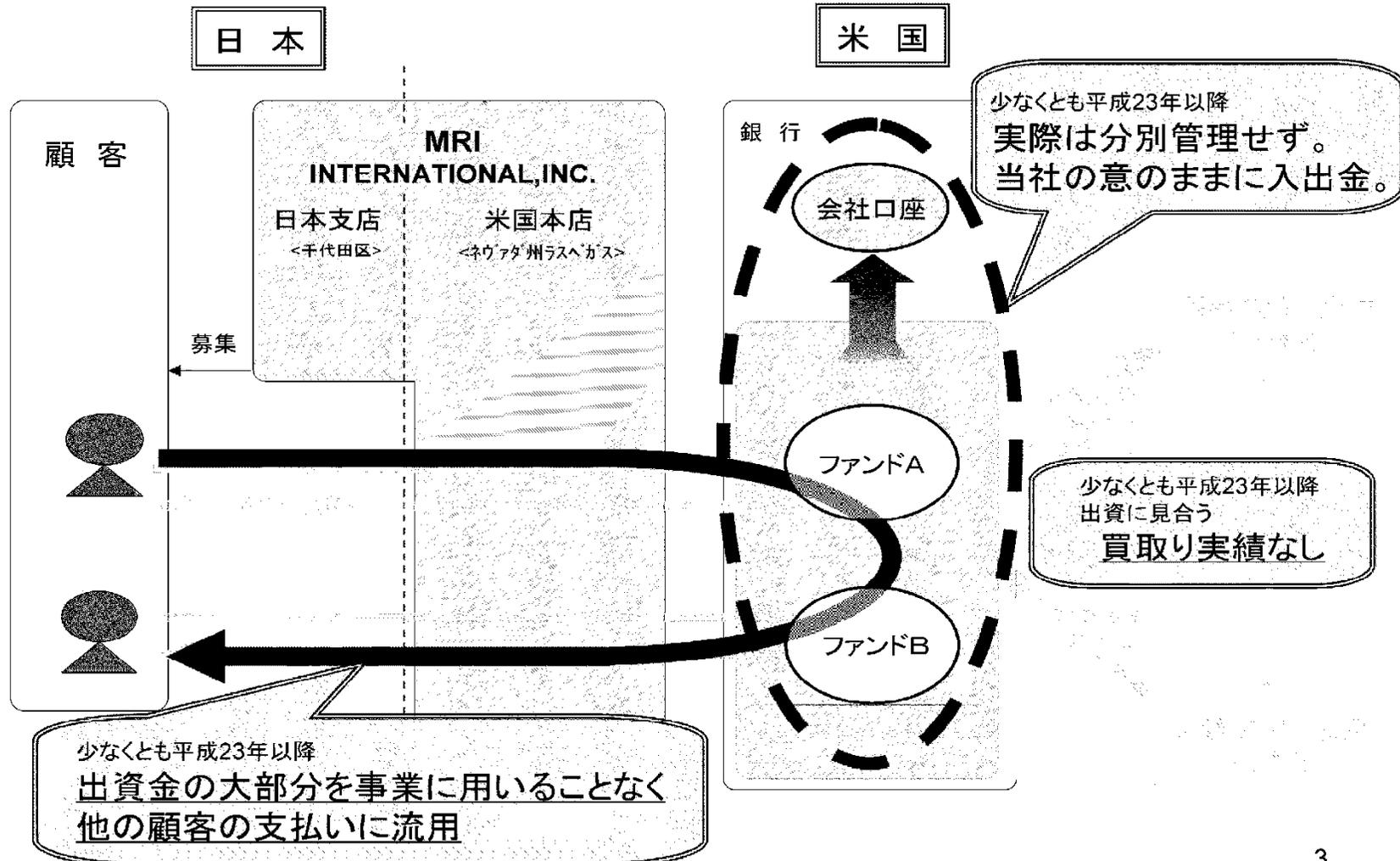


当社の説明に基づくスキーム図





検査で判明した実態



行政処分勧告のポイント

(1) 不正又は著しく不当な行為(情状が特に重いとき) 【金商法第52条第1項第9号】

分別管理が行われていない状況において、顧客からの出資金を他の顧客に対する配当金及び償還金の支払いに流用する行為等。

(2) 顧客に対する虚偽告知 【金商法第38条第1号】

顧客への説明内容等	実態
<u>出資金の用途</u> 「出資金は診療報酬請求債権の購入及び回収事業にのみ充てられる」	出資金は、他の顧客への配当金・償還金の支払いに流用
<u>配当金の支払い</u> 「配当金は出資対象事業によって得られた利益から支払う」	配当金の支払いは、他の顧客からの出資金を流用

(3) 事業報告書の虚偽記載 【金商法第47条の2】

資産合計及び負債・純資産合計について、実態とは異なる数値を記載して提出。

(4) 報告徴取命令に対する虚偽報告 【金商法第52条第1項第6号】

証券取引等監視委員会による報告徴取命令に対し、第三者機関と共同して信託口座に対する内部査定を実施した旨回答していたが、そのような事実なし。

資料7:最近の勧告事例(2)

平成25年4月16日
証券取引等監視委員会

ライツマネジメント株式会社に対する検査結果に基づく勧告について

1. 勧告の内容

関東財務局長がライツマネジメント株式会社（東京都中央区、代表取締役 駒澤 孝美（こまざわ たかよし）、資本金100万円、役員4名、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業）を検査した結果、下記のとおり、当該金融商品取引業者に係る法令違反の事実が認められたので、本日、証券取引等監視委員会は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、行政処分を行うよう勧告した。

2. 事実関係

○ 業務運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況等

ライツマネジメント株式会社（以下「当社」という。）は、平成22年7月から同24年1月までの間、A株式会社、B株式会社及びC株式会社（以下、各社を「A社」、「B社」及び「C社」という。）他3社（以下「本件発行者」という。）が発行した合計7本の信託受益権の私募の取扱いを行った。これにより、当社において、営業員16名が、少なくとも約1,900名の顧客に対し、総額約40億円の信託受益権を取得させている。当該取得に係る勧誘等の状況について検証したところ、以下のとおり、不適切な状況が認められた。

(1) 信託受益権の取得勧誘において顧客に対し虚偽のことを告げる行為

当社営業員16名のうち、少なくとも6営業員は、少なくとも16顧客に対し、実在しない証券会社の営業員を名乗る第三者をして、顧客に連絡させ、「ライツマネジメント株式会社が販売している信託受益権は限定商品であり、購入できない方が欲しいと言っている。同社に連絡して、当該受益権を購入できれば、転売することで、短期間で儲かる」などと述べさせた上で、この連絡を受けた顧客が当社に連絡してきた場合、顧客に対し、当社営業員が「当社が販売する信託受益権を購入すれば、転売により短期間で利益が得られる」などの虚偽の事実を告げることにより、信託受益権の取得勧誘（以下「本件劇場型勧誘」という。）を行った。

当社は、平成22年10月頃、関東財務局から本件劇場型勧誘の疑いについて指摘を受けて勧誘の実態報告を求められたにもかかわらず、不十分な内容の報告を繰り返し、本件劇場型勧誘を停止することなく継続しており、上記16顧客のうち7名は、同年10月以降に当社営業員から本件劇場型勧誘を受けて信託受益権を取得している。

(2) 本件劇場型勧誘に関する報告徴取命令に対する虚偽の報告等

当社は、平成23年5月13日付で関東財務局長から本件劇場型勧誘に係る事実関係の調査及び報告を命じる旨の報告徴取命令を受けているが、同月25日付で「信託受益権のすべての取得者に対し、当社の勧誘行為の状況についてヒアリング調査を行った」、（一部の顧客に返金を行ったことについて）「返金は、不適切な勧誘がなされた顧客のうち継続保有の意思がない顧客に対し当社が自発的に行ったものである」などと虚偽の報告をした。

さらに、当社は、こうした虚偽の報告を行う一方で、信託受益権の販売を継続していた。

(3) 無登録の信託受益権を販売している状況

当社が販売した信託受益権は、いずれも信託法第3条第3号に掲げる方法により設定された自己信託の受益権として発行されたものである。こうした信託受益権を50名以上の者に取得させる場合には、発行者は信託業法第50条の2第1項の規定に基づき内閣総理大臣の登録を受けなければならないところ、本件の7本の信託受益権のうち6本は、いずれも受益者が50名を大幅に超えているにもかかわらず、本件発行者のうち5社は、いずれも内閣総理大臣の登録を受けていない。

それにもかかわらず、当社は、本件発行者が発行した信託受益権の販売を行っていた。

(4) 信託受益権が適切に管理・運用されていないことを認識しながら、新たな信託受益権の取得勧誘を継続している状況等

当社は、平成23年2月頃から、信託受益権の発行者から委託を受けて、信託受益権に係る配当金の必要額の計算及び顧客への支払業務を行い、信託財産に係る事業収益である利用権収入や配当収入を記載した信託財産状況報告書を、顧客に送付している。

顧客に支払う配当金額は信託財産に係る事業収益に基づき算出されるものであるところ、当社は、平成23年6月8日に、同日まで信託受益権の発行を行っていたC社から1,600万円の入金を受け、同月10日に、この中から、A社の発行する信託受益権を取得した少なくとも延べ約260顧客に対し、合計約70万円を支払うとともに、B社の発行する信託受益権を取得した少なくとも延べ約300顧客に対し、合計約280万円の配当金を支払った。

このように、当社は信託財産が本来の運用目的とは異なり適切に管理・運用されていないことを認識していたにもかかわらず、信託受益権の販売を継続し、さらには事業収益等について裏付けとなる資料を一切確認しないまま、発行者から口頭で伝えられた、信憑性に疑義のある事業収益等を記載した信託財産状況報告書を顧客に送付している。

(5) 契約締結前交付書面等の記載の不備

当社が信託受益権を販売した際に顧客に交付した契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面には法定の事項が記載されていないなどの不備があることから、当社の顧客に対する情報提供は不十分であると認められる。

当社が行った上記(1)の行為は、金融商品取引法第38条第1号に規定する「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に、上記(2)の行為は、同法第56条の2第1項の規定に基づく報告徴取命令に対し虚偽の事実を記載した報告書を関東財務局長に提出したものであり、同法第52条第1項第6号に規定する「金融商品取引業に関し法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分違反したとき」に、それぞれ該当するものと認められる。

上記(3)及び(4)の状況は、金融商品取引業者として極めて不適切な業務運営の状況であり、公益又は投資者保護上重大な問題があると認められることから、同法第52条第1項第9号に規定する「金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき」に該当するものと認められる。

上記(5)のうち、顧客に交付した契約締結前交付書面の記載の不備は同法第37条の3第1項の規定に、契約締結時交付書面の記載の不備は同法第37条の4第1項の規定に、それぞれ違反するものと認められる。

資料7: 最近の勧告事例(3)

平成25年4月5日
証券取引等監視委員会

アール・ピー・エス・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド(アール・ピー・エス証券会社 東京支店)に対する検査結果に基づく勧告について

1. 勧告の内容

証券取引等監視委員会が、アール・ピー・エス・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド(アール・ピー・エス証券会社東京支店 東京都千代田区、日本における代表者 大谷 隆輔(おおたに りゅうすけ)、持込資本金649億円、常勤従業員154名。第一種金融商品取引業。以下「当社」という。)を検査した結果、下記のとおり、当該金融商品取引業者に係る法令違反の事実が認められたので、本日、証券取引等監視委員会は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、行政処分を行うよう勧告した。

2. 事実関係

(1)円LIBORに係る不適切な行為

当社短期金利商品部のトレーダー(当時。以下「Aトレーダー」という。)等は、平成18年半ば頃から同22年初め頃までの間ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー銀行が提示する円LIBORについて、同銀行のトレーダーに指図するなどして、円LIBOR提示担当者(以下「提示者」という。)に対し、Aトレーダー等が行っていた円金利に係るデリバティブ取引に有利になるよう、LIBORを変動させることを目的として、提示レートの変更を要請するなどの働きかけを継続的に行っていた。

Aトレーダー等が行った当該行為は、円LIBORが金融機関による資金の調達・運用をするときの基準金利となるなど極めて重要な金融指標であることなどに鑑みれば、市場の公正性を損なうおそれがあり、公益及び投資者保護上、著しく不当かつ悪質であり、重大な問題があると認められる。

さらに、こうした働きかけを長期間にわたり看過し、当該行為を放置し適切な対応を行っていないなど、当社の内部管理態勢には重大な不備が認められた。

(2)親法人等からの顧客に関する非公開情報を受領する行為

ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー銀行がイービーエヌ・アムロ・バンク・エヌ・ブイ銀行を合併したことに伴い、平成21年6月末に両銀行の東京支店は統合した。

当該統合に先立ち、当社チーフ・オペレーティング・オフィサー(以下「COO」という。)は、銀行統合業務を自らの主要業務と位置づけ、ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー銀行東京支店(以下「RBS銀行東京」という。)の職員も参加する当該統合に関する会議を複数回招集するなど、日常的に統合会議に参加しており、銀行業務に関与している状況にあった。このような状況において、平成20年5月から同22年2月にかけて、RBS銀行東京及びイービーエヌ・アムロ・バンク・エヌ・ブイ銀行東京支店の顧客に関する非公開情報をCOOは複数回、当社チーフ・エグゼクティブ・オフィサー(当時)は1回受領している。

また、当社コンプライアンス部は、COOが銀行統合に関する会議へ参加していたこと及びRBS銀行東京からの情報を入手していたことについて社内から報告を受けていたが、事実関係を何ら調査していないなど、当社の内部管理態勢には不備が認められた。

上記(1)の行為は、(i)当該行為は当社における業務に関し行ったものと認められること、(ii)また、当該行為は市場の公正性を損なうおそれがあること、などに鑑みれば、公益及び投資者保護上、著しく不当かつ悪質であり、重大な問題があると認められる。さらに、当社の内部管理態勢には重大な不備が認められる。以上から、当社の業務運営の状況は、金融商品取引法(以下「金商法」という。)第51条に規定する「業務の運営の状況に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当すると認められる。

上記(2)の親法人等からの顧客に関する非公開情報を受領する行為は、金商法第44条の3第1項第4号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第7号に該当すると認められる。

資料8: 裁判所への禁止命令等の申立て事例

平成25年3月22日
証券取引等監視委員会

平成25年4月11日
証券取引等監視委員会

F-SEED株式会社及びその使用人1名の金融商品取引法違反行為に係る裁判所への申立てについて

1. 申立ての内容等

東海財務局長が、F-SEED株式会社（名古屋市中区、代表取締役 松尾健二（まつおけんじ）、資本金500万円、役員14名、適格機関投資家等特例業務届出者。以下「当社」という。）に対して金融商品取引法（以下「金商法」という。）第187条に基づく調査を行った結果、下記2.の事実が認められたことから、本日、証券取引等監視委員会は、金商法第192条第1項の規定に基づき、名古屋地方裁判所に対し、当社及び当社使用人である吉富幸治（よしとみこうじ。当社の100%株主であり、前代表取締役でもある。以下「吉富」といい、当社と併せて「当社ら」という。）を被申立人として金商法違反行為（金商法第63条第1項第1号に掲げる私募に係る業務を行うに当たり、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為を行うこと）の禁止及び停止を命ずるよう申立てを行った。

2. 事実関係

当社は、当社が組成する匿名組合の運営業務を統括管理する吉富の指示の下、平成22年11月ころから平成25年3月ころまでの間、多数の投資家に対し、当社が組成する匿名組合の契約締結を勧誘しているが、当該勧誘の際に顧客に交付したパンフレット、契約書等（以下「パンフレット等」という。）により顧客に告知した営業者報酬及び分配金の支払いに関する表示は、以下のとおり、事実と著しく相違するものであった。

- (1) 当社は、平成23年3月ころ以降、出資金を充てて行う投資による収入の有無に関係なく、架空の収入を計上し、当該架空の収入の8割を営業者報酬として出資金から收受して自己の経費等に費消する意図を有し、実際にこれに沿った取扱いを行っていた。しかしながら、当社は上記意図や取扱いを顧客には秘匿して、収入が生じない限り営業者報酬を收受することは無い旨を表示したパンフレット等により勧誘を行っていた。
- (2) 当社は、平成23年5月ころ以降、営業者報酬を收受するために計上していた架空の収入の2割に相当する金額を分配金とし、出資金を原資として顧客に分配する意図を有し、実際にこれに沿った取扱いを行っていた。しかしながら、当社は上記意図や取扱いを顧客には秘匿して、収入が生じない限り分配金の支払いを行わないこと及び出資金を原資とした分配を行わない旨を表示したパンフレット等により勧誘を行っていた。

上記行為は、金商法第63条第4項の規定に基づき適格機関投資家等特例業務届出者を金融商品取引業者とみなして適用される同法第38条第1号に規定する「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」に該当すると認められる。

当社は、上記虚偽告知ばかりでなく、運用方法についても虚偽告知を伴う勧誘を行っていたなど、法令遵守意識が欠如している。また、上記(1)(2)のとおり、架空の営業収入に基づく営業者報酬の收受や分配金の支払いによって出資金を毀損させている。更に、当社は、出資金を受け入れる以外に新たな資金調達の方法がないため、匿名組合の運営業務を継続するには今後も新たな出資金を受け入れ続けなければならない状況にあり、現に、従業員の募集を行ったり、直近においても勧誘を行ったりしている。

以上からすれば、当社は、上記違反行為を今後も行う蓋然性が高く、これを可及的速やかに禁止・停止させる必要がある。

F-SEED株式会社及びその使用人1名に対する金融商品取引法違反行為に係る裁判所の禁止及び停止命令の発令について

証券取引等監視委員会が、平成25年3月22日に行ったF-SEED株式会社（名古屋市中区、代表取締役 松尾健二（まつおけんじ）、資本金500万円、役員14名、適格機関投資家等特例業務届出者。）及びF-SEED株式会社使用人である吉富幸治（よしとみこうじ）に対する金融商品取引法違反行為（金融商品取引法第63条第1項第1号に掲げる私募に係る業務を行うに当たり、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為を行うこと）の禁止及び停止を命ずるよう求める申立てについて、本日、名古屋地方裁判所より、申立ての内容どおり、下記の命令が下された。

記

被申立人らは、いずれも、金融商品取引法63条1項1号に掲げる私募に係る業務を行うに当たり、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為を行ってはならない。

資料9:最近の建議事例

平成25年3月29日
証券取引等監視委員会

金融庁設置法第21条の規定に基づく建議について

証券取引等監視委員会は、金融庁設置法第21条の規定に基づき、本日、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、下記のとおり建議を行った。

記

信用格付を提供し、又は閲覧に供する行為に係る正確性の確保について

信用格付業者に対する検査において、社内で決定・付与された信用格付を提供し又は閲覧に供する行為(以下「公表等」という。)を行う際に、誤って異なる信用格付を公表等している事例が認められた。これは、信用格付を利用する投資者の投資判断を歪める状況を生み出すとともに、信用格付業者に対する信用失墜にもつながる重大な問題である。

このように、信用格付業者においては、信用格付の付与に係る業務を的確に実施することが求められると同時に、付与した信用格付の公表等を的確に行うことも重要な業務であり、その公表等にあたっては当然に正確性が求められるものである。しかし、現行の制度では、信用格付業者に対して、信用格付の公表等に係る正確性の確保を直接求める制度になっていない。

したがって、信用格付を利用する投資者の保護及び金融・資本市場において重要な役割を担う信用格付業者の信頼性確保の観点から、信用格付業者が信用格付の公表等を行う際にその正確性の確保を直接求める制度の整備を行う必要がある。

資料10: 検査指摘事例(第一種業者(1))

○顧客区分管理必要額を運転資金等に流用しているなど公益及び投資者保護上著しく不当な行為が認められる状況

【事実関係等】

- ① 純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況
 当社は、検査基準日（平成24年11月28日）現在、預金勘定に214百万円を計上しているものの、実際は、うち200百万円は存在しておらず、真正な預金残高は14百万円となっている。
 真正な預金残高等を踏まえた検査基準日現在の純財産額は、法定の額（5千万円）に満たない額となっているほか、自己資本規制比率についても、法定の比率を著しく下回る状況となっている。
- ② 当局に対する虚偽報告
 当社は、関東財務局長からの報告命令（以下「報告徴求命令」という。）に対して、220百万円の預金残高がある旨を記載した虚偽の報告書を提出し、報告徴求命令に基づくモニタリング調査においても、虚偽の報告をしていた。
- ③ 顧客区分管理必要額を運転資金等に流用している状況
 - (1) 顧客区分管理必要額の信託不足
 今回検査において、顧客区分管理必要額の算定根拠となる顧客からの預り金（以下「顧客預り金」という。）を確認したところ、116百万円の信託不足が発生している。
 - (2) 区分管理すべき顧客資産を運転資金等に流用している状況
 上記(1)において、当社A取締役は、当社会長から指示を受け、平成24年8月31日以降、部下に指示の上、数度に亘り顧客区分管理信託額から取り崩し、125百万円を貸付金（立替金）や当社の運転資金等に流用している。
 日々の顧客区分管理必要額の算定時は、顧客預り金を過少に計上することで、顧客区分管理必要額を過少に算定し、余剰額（本来の顧客区分管理必要額との差額）を運転資金等として費消している。
- ④ 支払い不能に陥るおそれのある状況
 当社における今後の収入、支出見込み額を踏まえると、平成24年12月25日には支払不能の状況になる。

【留意点】

- 金融商品取引業者は、金融商品取引法等の法令を厳格に遵守し健全かつ適切な業務運営を遂行するとともに、財務の健全性確保に努めることが求められている。
- 特に、第一種金融商品取引業者については、投資者保護に万全を期す観点から、
 - ・財務の健全性を確保するため、純財産額や自己資本規制比率を維持する義務
 - ・万一の破綻時において、金融商品取引業者に財産を預けている顧客に被害が及ばぬよう、厳格に区分管理する義務
 が規定されている。
- 当社における左記事実関係に係る状況は、法令違反に該当する極めて不適切な状況であり、さらに、金融商品取引業者が、監督当局による報告徴取命令に対して、事実と異なる報告を行うことは、監督当局における金融商品取引業者の業務状況の把握を困難ならしめる等、極めて悪質な問題である。
- 今後とも、本件のような事実が認められた場合には、迅速かつ厳正に対処していく。

資料10: 検査指摘事例(第一種業者(2))

○ 報告徴取命令に対する事実と異なる報告

【事実関係等】

○ 当社は、平成23年2月、東海財務局長(以下「当局」という。)から、当社営業員に法令等に反する行為が認められたとして金融商品取引法第56条の2第1項の規定に基づく報告徴取命令を受け、当該法令等違反の再発防止のための改善・対応策等(以下「改善・対応策」という。)をとりまとめた報告書(以下「報告書」という。)を、同年3月、同年6月、同年9月に当局に提出しているが、今回検査において、報告書の内容を検証したところ、以下のとおり事実と異なる報告を行っていたことが認められた。

1. 報告書においては、平成22年5月開催の営業・コンプライアンス会議で指示した面談基準に該当する顧客に対し顧客面談を実施したとする改善・対応策について、実施内容を「対象者164名、面談済み164名」としているが、実際には、当該会議で指示した面談基準に該当する対象者は284名であり、顧客面談を実施済みの者は185名であった。

2. 報告書においては、証券担保ローン利用顧客に対して当社代表取締役社長(以下「社長」という。)が半年に1回面談を実施するとした改善・対応策について、社長が対象者5名に対し面談を行ったとしているが、実際には、社長が面談した顧客は1名であった。

当社は、当局による報告徴取命令を受けた改善・対応策の実施及び報告書作成の業務を全て内部管理統括責任者に担当させていたが、他の社員による検証等や経営陣における改善・対応策の実施の確認、検討が行われておらず、会社として牽制が機能していない状況にあり、当社における金融商品事故等の防止態勢は極めて不十分である。

【留意点】

- 金融商品取引業者は、金融商品取引法等の法令の遵守は当然であるが、それに加え、監督当局による金融商品取引業に関し法令に基づいてする処分についても適正に対応することが求められている。
- こうした観点から、当局の報告徴取命令に対して、事実と異なる報告を行うことは、監督当局における金融商品取引業者の業務状況の把握を困難ならしめ、極めて悪質である。
- また、金融商品取引業者は、投資者保護の観点から、金融商品事故等を防止するために、会社としての牽制機能を構築し、役職員に対する法令等遵守意識の構築に向けた取組み等を通じた内部管理の充実・強化が求められる。
- 今後とも、金融商品事故等の防止の取組みに対する経営陣の関与を含めた牽制機能の発揮や、再発防止策に係る監督当局の報告徴取命令への対応状況について不備が認められた場合には、厳正に対処していく。

資料10: 検査指摘事例(第一種業者(3))

○ 業務運営に関し重大な問題が認められる状況

【事実関係等】

- 当社は、インターネットを経由した通貨関連店頭デリバティブ取引を主たる業務としており、当社の米国籍のグループ会社(以下「外部委託先」という。)が提供するシステム(以下「FXシステム」という。)を使用して業務を行っている。

イ システムの管理及び運用状況に重大な問題が認められる状況

当社は、システム障害発生時に必要な対応手順及び手段を具体的に定めておらず、また、FXシステムの管理及び運用についても、金融商品取引業者として、その業務の根幹をなすFXシステムの基本的な内容すら把握していない状況にある。

更に、当社では、システム障害を含む様々なシステム上の問題(以下「システム上の諸問題」という。)が繰り返し発生しており、このなかには発生原因が把握されていないものも認められている。当社は、こうしたシステム障害への対応について、外部委託先の調査結果をそのまま受け入れるのみであり、システム障害が顧客に与える影響やその発生原因について主体的に調査・検証を行っていないなどの状況にある。

したがって、当社では、今後も同様のシステム上の諸問題が発生する可能性が十分にあり、顧客取引に影響を与えかねない状況となっているものと認められる。更に、当社において重大なシステム上の諸問題が発生した場合、当社で適切に対応することは困難な状況となっているものと認められる。

ロ 顧客対応が杜撰な状況

上記イのとおり、当社においては、システム上の諸問題が繰り返し発生しているが、当社は、システム上の諸問題に係る顧客対応について、顧客からの照会・苦情があったものについてのみ対応し、他の関係する顧客に対し必要な対応を取っていない事例等が認められた。

このように、当社は、システム上の諸問題等に伴う顧客対応について主体的に取り組んでおらず、関係する顧客に対し必要な対応を取っていないものが多数認められ、本来であれば訂正処理等を行うべき顧客取引を放置しているなどの状況が認められた。

【留意点】

- 金融商品取引業者は、その業務の特性を十分に認識したうえで、その特性に応じた業務管理態勢及びシステム管理態勢の整備を行うことが求められている。
- しかし、当社は、インターネットを経由したFX取引を主たる業務としているにもかかわらず、FXシステムについて基本的な内容すら把握していないなど、当社のシステム管理及び運用の状況は極めて不適切である。
- また、システム上の諸問題等の発生時における顧客対応も主体的取組みに欠け、著しく杜撰な状況が認められることは、投資者保護上、重大な問題である。
- 今後とも、金融商品取引業者の特性に応じ、システムの管理及び運用状況については、重点的に検証していく。

資料10: 検査指摘事例(一任業者(1))

○ 投資一任契約に係る善管注意義務違反

【事実関係等】

- 当社において、下記のとおり、金融商品取引法第42条第2項に定める、善良なる管理者の注意義務に違反する状況が認められた。
- ① A厚生年金基金との年金投資一任契約に基づく出資先である乙号投資事業有限責任組合について、出資前の調査等が不適切な状況
- (1) 運用を委託された資産全額について、未公開株を投資対象とする乙号組合に出資することが、運用方法として適合しているかどうかに関し全く調査・確認を行っていない。
- (2) 乙号組合の運営者に関して十分な調査を実施していないほか、乙号組合が投資する予定の未公開企業の実態等の把握が著しく不十分である。
- ② 乙号組合に対する出資後のモニタリング等が不適切な状況
- (1) A基金に対する運用報告が不適切な状況
A基金に提出した四半期運用報告書において、上場予定が白紙となっている乙号組合の投資先未公開企業に関して十分な確認を行わず、上場時期が確定している旨の内容を記載している。
- (2) 乙号組合に対するモニタリングが不適切な状況
上場予定が白紙となった投資先未公開企業に対し、合理的な理由なく追加投資が行われたことについて、適切な措置を講じなかった。また、乙号組合への出資が妥当であるかについて定期的に見直しを行う等のモニタリングを実施していない。
- また、当社においては、上記の年金投資一任契約以外の一任契約に基づく運用において、当社のグループ会社等で組成・販売等した公募外国投資信託に関し、当該外国投資信託の管理会社との間で投資一任契約を締結し、当該外国投資信託に係る投資判断を行っているが、当該投資判断等について、善良なる管理者の注意義務に違反した事例が認められた。

【留意点】

- 本件は、年金基金の事務長(当時)が、特定のファンドに投資するため、その意向どおりに投資する運用業者を選んで契約を締結する等、中心人物として本件を主導した案件であったが、投資運用業者において、善管注意義務を適切に果たしていなかったものである。
- 金融商品取引業者が投資運用業を行う場合においては、金融商品取引法において、「権利者に対して善良な管理者の注意をもって投資運用業を行わなければならない」と規定されている。
- 投資一任契約に基づく投資の決定に当たっては、顧客による投資の適合性を把握することが重要であるが、当社における、左記事実関係に係る状況は、法令違反に該当する極めて不適切な状況であった。当該投資により、顧客に多大な損失が発生する結果となっている。
- 今後とも、投資運用業を行う金融商品取引業者において、投資対象を決定するに際し必要な調査が十分でない等、権利者に対する善良な管理者としての注意義務に違反する行為が認められた場合においては、金融商品取引法の目的、精神に照らし、厳正に対処していく。

資料10: 検査指摘事例(一任業者(2))

○ 投資一任契約に係る善管注意義務違反について

【事実関係等】

○ 当社の投資一任業務における投資決定のための必要な調査等(以下「デューデリジェンス」という。)の態勢を検証したところ以下のとおり、十分な調査等を行っていない状況が認められた。

① 企業年金基金等との投資一任契約の締結に係る経緯

当社は、企業年金基金等からの依頼に応じ、投資一任契約を締結し、証券会社から優先出資証券等を買付けている。

しかし、当該買付けに当たっては、投資一任契約の締結以前から、企業年金基金等と証券会社との間で、投資対象の優先出資証券等及びその買付価格について交渉しているなどとして、当社は価格交渉に十分に関与していないほか、価格の妥当性の検証を行っていないまま、証券会社からその価格を提示されている。

② A優先出資証券の買付価格について十分な調査等を行っていない状況

当社は、A優先出資証券について、同じ証券会社から、甲株式会社及び乙企業年金基金(以下「両社」という。)に示された価格の提示を受け、買付けを行っている。

当社は、当該優先出資証券への投資に当たって、投資政策委員会において買付価格の妥当性についての議論を行わないまま、両社が証券会社から提示されていた価格で投資決定している。

このため、両買付けは、同じ証券会社からの受渡日が同一のほぼ同時期の買付けであるにもかかわらず、その買付価格には乖離が生じているが、当社は、証券会社から提示された価格で買付けを行っている。

当社においては、上記の状況に関して、証券会社に確認を行うなどの検証を行っておらず、より良い価格で執行できるか等の確認も行っていない。

③ B優先出資証券を担保資産とするリパッケージ債の買付価格について十分な調査等を行っていない状況

当社は、証券会社から、リパッケージ債の利回り等について、丙企業年金基金に示された条件の提示を受け、買付けを行っている。

しかしながら、当社は、当該リパッケージ債の利回り等の条件が、担保資産の価格等に照らして妥当なものか否かについて検証を行っていない。

また、当社は、担保資産の価格が下落している状況を把握しているにもかかわらず、証券会社に対して更なる利回り改善の余地について、十分な確認を行っていない。

さらに、当社は、最終買付決議を行うにあたり、当該リパッケージ債について、投資政策委員会において、買付価格の妥当性についての説明・議論を行わないまま買付けを決議している。

④ その他の投資対象資産の買付価格について十分な調査等を行っていない状況

当社は、上記②及び③以外の投資対象資産についても、価格交渉に関与しておらず、投資政策委員会においても買付価格の妥当性についての議論を行わないまま投資決定し、証券会社の提示する価格のまま取引を執行している。

【留意点】

○ 監視委員会では、AIJ事件の発生等により、金融庁が投資一任業者に対して実施した一斉調査の結果等に基づき、投資一任業者への集中的な検査を実施しており、その一環として、当社に対し検査を行ったもの。

○ 金融商品取引法上、金融商品取引業者が投資運用業を行う場合においては「権利者に対して善良な管理者の注意をもって投資運用業を行わなければならない」と規定されている。

○ 市場性のある金融商品に対する投資の決定に当たっては、顧客のためにより良い価格で執行することが重要であるが、当社における、左記事実関係に係る状況は、法令違反に該当する極めて不適切な状況であった。

○ 今後とも、投資運用業を行う金融商品取引業者において、投資対象を決定するに際し必要な調査が十分でない等、権利者に対する善良な管理者としての注意義務に違反する行為が認められた場合においては、金融商品取引法の目的、精神に照らし、厳正に対処していく。

資料10: 検査指摘事例(一任業者(3))

○ 顧客の勧誘に際し異なる運用商品の運用実績値を表示する行為等

【事実関係等】

○ 当社が投資一任契約の締結を勧誘するに際して使用している3種類の運用商品(「A戦略」、「B戦略」及び「C戦略」の3種類の戦略で運用するもの。)の顧客勧誘資料に、以下のとおり、不適切な記載が認められた。

① 異なる運用商品の運用実績値を表示する行為等

当社は、A戦略に係る顧客勧誘資料に記載した月次の運用実績値(以下「実績値」という。)について、一部の期間において、A戦略ではない他の運用商品にて運用を行っている既存顧客の実績値を使用し、かつ、当該実績値を加工して表示していた。

また、当社は、他の期間においても、A戦略に係る既存顧客の実績値を使用しているが、当該実績値についても、実績値そのままではなく、加工して表示していた。

② 勝率等の数値に係る不適切な記載

当社は、B戦略に係る顧客勧誘資料において、当該運用商品の収益率を並べた表を記載し、当該表を基に算出した勝率、累積リターン、年率リターン等を表示している。

しかしながら、当社は、当該勧誘資料において、一部の収益率については、シミュレーションに基づく数値(以下「バックテスト結果」という。)を記載しているにもかかわらず、その旨を注記では明示していない。

また、当社は、勝率、累積リターン、年率リターン等の数値について、バックテスト結果を記載した期間も通算して算出した数値を表示しているため、当該勧誘資料における各数値は、実績値から大きく乖離したものとなっているが、バックテスト結果を記載した期間も通算して算出している旨の注記をしていない。

当社はこのような顧客勧誘資料を、他の運用商品も含めた3種類の運用商品において、少なくとも47の年金基金に対して配付している。

③ 複数の既存顧客の実績値を混在させた不適切な記載

当社は、平成24年2月に配付したC戦略に係る顧客勧誘資料において、C戦略の既存顧客の実績値として月次の収益率を記載している。

しかしながら、当社は、当該実績値について、同一の既存顧客の実績値を記載せず、複数の既存顧客の実績値を混在させて記載している。

なお、当社は、このような顧客勧誘資料を少なくとも24の年金基金に対して配付している。

【留意点】

○ 監視委員会では、AIJ事件の発生等により、金融庁が投資一任業者に対して実施した一斉調査の結果等に基づき、投資一任業者への集中的な検査を実施しており、その一環として、当社に対し検査を行ったもの。

○ 金融商品取引業者等においては、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させる行為として、「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」が禁止されている。

○ 当社における、左記事実関係に係る状況は、法令違反に該当する極めて不適切な状況であった。

○ 今後とも、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をする行為等、金融商品取引業者等の禁止行為が認められた場合においては、金融商品取引法の目的、精神に照らし、厳正に対処していく。

資料10: 検査指摘事例(格付業者(1))

平成24年12月14日
証券取引等監視委員会

スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社に対する検査結果に基づく勧告について

1. 勧告の内容

証券取引等監視委員会がスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社(東京都千代田区、代表取締役社長 張 毓宗(チャン ユーツン)、資本金712百万円、役員員84名、信用格付業)を検査した結果、下記のとおり、信用格付業者に係る法令違反の事実が認められたので、平成24年12月11日、証券取引等監視委員会は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、行政処分を行うよう勧告した。

2. 事実関係

(1) 付与した信用格付に係る検証及び更新を適切かつ継続的に実施するための措置が適切に講じられておらず業務管理体制の整備が不十分な状況

当社が信用格付を付与したシンセティックCDO(以下「SCDO」という。)の信用格付に係る検証及び更新(以下「モニタリング」という。)の状況等を検証したところ、以下の問題点が認められた。

ア. SCDOの信用格付に影響を与える重要な情報を適切に確認していない状況

当社は、SCDOに係る信用格付のモニタリングにおいて、SCDOを構成する個別の担保資産に係る債務(以下「参照債務」という。)のクレジットイベントが重要な情報であると認識している。

また、参照債務がクレジットイベントに該当すると、当該参照債務は損失となり、複数の参照債務に係る損失の累積額(以下「累積損失額」という。)の増加は、SCDOの格下げ要因となるとしている。

しかし、当社は、参照債務に係るクレジットイベントの発生状況について、SCDOのアレンジャーに適切に確認を行うなど、SCDOの信用格付に影響を及ぼす参照債務の累積損失額の適切な把握を行っていなかった。

このため、あるSCDOの格付けに関し、当該SCDOの償還により信用格付の付与を終了する直前まで、長期間にわたり誤った信用格付を付与し続けていたなど、極めて不適切な事例が複数認められた。

上記不適切な事例の発生後、当社は、6社のアレンジャーに、クレジットイベントの有無の確認を依頼しているが、当社の対応状況は、以下のとおり、引き続き不適切であると認められる。

(ア) アレンジャーからの回答により情報を入手した後も、依然として、クレジットイベントによる参照債務の累積損失額の増加を踏まえた信用格付への影響の有無を、適切に確認していない。

(イ) 上記アレンジャー6社のうち1社からは回答がなかったが、これを放置して督促を行わず、クレジットイベントの発生の有無について確認を行わないまま、当該SCDOに係る信用格付の公表を継続している。

イ. SCDOに係る信用格付のモニタリングにおいて参照債務の想定金額の確認態勢が不十分な状況

あるSCDOに係る信用格付のモニタリングの過程で、参照債務の想定金額を間違えてシステムに入力したことにより、平成22年1月及び同年2月に段階的に格下げすべきSCDOに係る信用格付について、同年10月まで格下げを行わなかった。

なお、当社は、検査基準日現在において、入力データの正確性について、入力者以外の者が確認する措置を講じていない。

上記ア.及びイ.のように、信用格付に係るモニタリングが適切に行われていない状況が複数の事案で継続している状況を踏まえれば、当社においては、金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金融業等府令」という。)第306条第1項第6号に掲げる「付与した信用格付に係る検証及び更新を適切かつ継続的に実施するための措置」が講じられているとは認められない。

したがって、当社は信用格付業を公正かつ的確に遂行するための業務管理体制が整備されているとは認められないことから、金融商品取引法(以下「法」という。)第66条の3第1項に違反する。

(2) 業務の運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況

当社は、付与した信用格付に関し、その公表プロセスに係る社内規程を適切に策定していない。このため、当社における信用格付の公表状況を確認したところ、以下のとおり、社内で決定された信用格付と異なる信用格付を公表等しているなど極めて不適切な状況が認められた。

ア. 信用格付のプレスリリースにおける誤った信用格付の公表等

(ア) 平成23年1月、当社は、短期格付を付与していない銘柄に係る信用格付のプレスリリースにおいて、当該銘柄の関連会社の短期格付を誤って転記し、当社ウェブサイトにおいて誤った公表(以下「誤公表」という。)を行った。

(イ) 平成23年12月、ストラクチャード・ファイナンス案件に係る信用格付の変更のプレスリリースにおいて、旧格付欄に誤った信用格付を記載し、当社ウェブサイトにおいて信用格付の誤公表を行った。

なお、当社は、上記(ア)及び(イ)の公表時に、当社の関連会社及び各メディア(以下「関連会社等」という。)へも同様の誤った信用格付の提供を行っている。

(ウ) 平成23年11月、あるCDOの格上げの公表に際し、英語版の公表資料において誤った信用格付を記載し、これを関連会社等に提供した。

イ. 依頼格付・非依頼格付の別に係る誤った公表等

当社は、平成23年1月、当社ウェブサイト上で毎月初旬に公表する「依頼・非依頼格付別国内発行体一覧」において、非依頼格付である銘柄を、非依頼である旨の表示を付けずに当社ウェブサイト上で公表し、関連会社等へも誤った表示で提供を行った。

ウ. その他の誤った格付関連情報の提供

当社は、信用格付のプレスリリースを更に深く分析した複数の格付分析レポートにおいて、参考として記載した債券等の信用格付について誤った記載を行ったものを、関連会社等に提供した。

当社においては、誤った信用格付の公表等(以下「誤公表等」という。)があった場合の訂正に関する規程はあるものの、誤公表等の発生時におけるコンプライアンス部への報告等について定められておらず、本件誤公表等の発生時においてもコンプライアンス部に対し報告されていないことから、適切に再発防止策が策定されていない。

当社における、上記(2)のア.からウ.及びこれら誤公表等を踏まえた再発防止策が構築されていない状況は、信用格付業者の業務運営として極めて不適切な状況であり、法第66条の4に規定する、業務の運営状況の改善に必要な措置を取るべきことを命ずることができる場合の要件となる「業務の運営の状況に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。

資料10: 検査結果公表資料(格付業者)

平成25年4月5日
証券取引等監視委員会

信用格付業者に対する検査結果について

1. 信用格付業者に対する検査の経緯・状況等

金融商品取引法の一部改正に伴い、平成22年4月に信用格付業者の登録制度が開始され、同年9月より7社(5グループ)が信用格付業に係る登録を受けている。

証券取引等監視委員会は、資本・金融市場における信用格付業者の役割の重要性に鑑み、平成23年4月より、順次、信用格付業者に対する検査を実施してきた。

本年2月に7社(5グループ)の全信用格付業者に対する検査が一巡したところであり、今回、検査結果を取りまとめ、公表を行うものである。

2. 検査結果の概要

信用格付業者に対する検査の結果、各社に対して問題点を通知するとともに、このうち、1社については、行政処分を求める勧告を実施した。

特に多く認められた問題点として、苦情処理措置や利益相反防止措置等が適切に講じられていないなど業務管理体制の整備が不十分な状況がほぼ全社において認められた。

○ 主な問題点

- ① 信用格付のモニタリングが不適切な状況(勧告事案)
- ② 信用格付の誤公表等(勧告事案)
- ③ 業務管理体制の整備が不十分な状況
- ④ 格付方法の公表が不適切な状況
- ⑤ 法定帳簿の作成にかかる不備

※信用格付業者に対する検査における主な指摘事項(リンク)

3. 建議について

今回の検査において、信用格付業者が社内で決定・付与した信用格付を公表等する際に、誤って異なった格付を公表等している事例が認められたが、現行の制度では、信用格付業者に対して、信用格付の公表等に係る正確性の確保を直接求める制度になっていない。

このため、証券取引等監視委員会は内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、信用格付業者が信用格付の公表等を行う際にその正確性の確保を直接求める制度の整備を求め、建議を実施した。

※信用格付を提供し、又は閲覧に供する行為に係る正確性の確保について(リンク)

4. まとめ

信用格付は金融・資本市場において広範に利用されているところであり、投資者の投資判断に重大な影響を及ぼすものである。これを踏まえ、信用格付業者は、当該市場における情報インフラとして重要な役割を担っていることを認識し、信用格付業者が付与した信用格付が、投資者の投資判断を歪めることのないよう、適切な措置を講じていくことが重要である。

証券取引等監視委員会は、これら信用格付業者の重要な役割を踏まえ、信用格付業者において適切な業務運営が行われるよう、金融庁はもとより、欧米の監督当局とも緊密な連携を図りつつ、引き続き、的確に検査を実施していく。

資料10: 検査指摘事例(助言・代理業者(1))

○ 顧客からの金銭の預託の受入れ

【事実関係等】

- 当社は、平成15年3月から同22年9月にかけて、当社顧客及び見込み顧客(以下、両者を合わせて「顧客等」という。)のうちインターネット操作に不慣れな者や運用成績の思わしくない者に対して、「株式取引の一任をして下さったら、5～7%の金利をつけて返済します。」等と申し向け、当社預金口座又は当社代表取締役名義の預金口座において、振込送金等の方法により、少なくとも顧客等10名より、合計で約1億円の金銭の預託の受入れを行った。

【留意点】

- 金融商品取引業者等は、金融商品取引法等の法令を遵守し、併せて公益又は投資者保護の観点から、適切な業務運営に努めることが強く求められる。
- 金融商品取引法上、金融商品取引業者等は、第一種金融商品取引業に係る登録を受けて有価証券等管理業務として行う場合等を除き、投資助言業務に関して、「いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭の預託を受けてはならない」等、金銭又は有価証券の預託の受入れ等が禁止されている。
- 当社における左記事実関係に係る状況は、上記法令に違反する極めて不適切な状況であった。
- 今後とも、金融商品取引業者等の業務に関し、金銭又は有価証券の預託の受入れ等の禁止規定に抵触する行為が認められた場合においては、厳正に対処していく。

資料10: 検査指摘事例(助言・代理業者(2))

○ 業務停止命令違反、検査忌避及び業務改善命令違反

【事実関係等】

○ 当社は、近畿財務局(以下「当局」という。)より、金融商品取引法(以下「金商法」という。)第52条第1項の規定に基づく1か月の業務停止命令を受けたほか、金商法第51条の規定に基づき業務改善命令を受け、再発防止策の策定等の報告を求められた。当社は、当該業務改善命令に基づき、当局に対して、再発防止のための改善策をとりまとめた報告書を提出した後、業務改善状況に係る報告書(以下「改善報告」という。)を3回提出した。

今回検査において、業務停止命令及び業務改善命令の履行状況について検証したところ、以下の問題が認められた。

① 業務停止命令違反

当社は、業務停止期間中に、業務停止命令に違反する行為であると認識しながら、同期間中に投資顧問契約を申し込んだ顧客と投資顧問契約を締結していた。

② 検査忌避

当社は、業務停止期間中に顧客と投資顧問契約を締結していたにもかかわらず、当該投資顧問契約が業務停止期間前に締結したことを示す電子メールを偽造して検査官に提出し、その旨を説明した。

③ 業務改善命令違反

当社が当局に提出した以下の改善報告の内容に虚偽があり、再発防止策が講じられておらず、業務改善命令違反が認められた。

(1) 広告の審査を含む日常業務のリーガルチェック

広告の審査を含む日常業務に係るA法律事務所のリーガルチェックを受けた旨の報告を行っていたが、A法律事務所からリーガルチェックを受けていなかった。

(2) セミナー・研修

代表取締役が法令遵守意識を高めるため弁護士等が主催するセミナーに参加し、その内容を職員に研修を行った旨の報告を行っていたが、代表取締役はセミナーに参加しておらず、職員への研修も行っていなかった。

(3) 内部監査

弁護士に依頼し内部監査を実施した旨の報告を行っていたが、実際には弁護士に依頼しておらず、内部監査を実施していなかった。

【留意点】

○ 金融商品取引業者は、金融商品取引法等の法令の遵守は当然であるが、それに加え、当局による金融商品取引業に関し法令に基づいてする処分についても適正に対応することが求められている。

○ 当局における監督の適切な実施の確保の観点から、業務停止命令に違反する行為や、虚偽の改善報告書を当局に提出する行為は、金融商品取引法第52条第1項第6号の「金融商品取引業に関し法令に基づいてする行政官庁の処分違反したとき」に該当し、また、検査において偽造した資料を検査官に提出する行為は、金商法第198条の6第11号の「検査を忌避した者」に該当する。

○ 当社における左記事実関係に係る状況は、上記法令に該当する極めて不適切な状況であった。

○ 今後とも、金融商品取引業者等において、本件と同様の行為が認められた場合には、厳正に対処していく。